

令和6年度報酬改定資料

(就労移行・就A・就B・就労定着・就労選択支援編)

# 令和6年度報酬改定 に関する概要について

1

世田谷区役所

障害福祉部

障害施策推進課

# はじめに

## 2

- ➡ 本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料等を基に、世田谷区内の共同生活援助事業所に向けて、就労移行・就A・就B・就労定着・就労選択支援の報酬改定に係る主な改定事項をまとめた資料です。
- ➡ 「令和6年2月6日開催 第45回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料」を基に作成しています。詳細については、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧ください。
- ➡ 本資料は、令和6年2月時点作成のものです。最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。
- ➡ 資料中に記載のページ数は「資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概」のページ数です。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問

↑ ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

↑ ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

### 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

回数	開催日	議題等	議事録/議事要旨	資料等	開催案内
-	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要	-	▶ <a href="#">資料</a> <b>NEW</b> 2月6日	-
第45回	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)について 2. その他	-	▶ <a href="#">資料</a> <b>NEW</b> 2月6日	▶ <a href="#">開催案内</a> <b>NEW</b> 2月2日

- 厚生労働省のホームページです。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームで検索

# 1. 就労移行支援

3

## ①就労移行支援事業所の定員規模の見直し（P 5 0）

- ・運営基準及び社会福祉法施行規則における利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

### 《就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し》

#### [現行]

就労移行支援事業所は、20人以上（離島等においては10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

#### [見直し後]

就労移行支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

# 1. 就労移行支援

## ②支援計画実施加算の見直し（P 5 1）

- ・地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

### 《支援計画会議実施加算の見直し》

[現行]

#### ○支援計画会議実施加算 583単位／回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

# 1. 就労移行支援

## ②支援計画実施加算の見直し（P 5 1）

《支援計画会議実施加算の見直し》

[見直し後]

### ○地域連携会議実施加算（Ⅰ） 583単位／回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

### ○地域連携会議実施加算（Ⅱ） 408単位／回

サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

## 2. 就労継続支援 A 型（P 5 2）

6

経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目について、以下のように見直すとともに、通知を改正し、情報公表制度におけるスコアの公表の仕組みを設ける。

- ・事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- ・労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- ・生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- ・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- ・経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、運営基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目を設ける。

→ 「就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について」（P 1 9 7～）参照

### 3. 就労継続支援 B 型

7

#### ①平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し（P 5 2～5 4）

- ・ 工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げる。
  - ・ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえて基本報酬を見直し、短時間の利用者が多い場合の減算を設ける。
  - ・ 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置 6 : 1 の報酬体系を創設する。
  - ・ 6 : 1 の基本報酬の創設に伴い、目標工賃達成指導員配置加算の要件を見直すとともに、目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価する。
- 「就労継続支援 B 型の基本報酬について」（P 1 5 1～）参照

### 3. 就労継続支援B型

8

#### ①平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し（P 52～54）

《**短時間利用減算【新設】**》 所定の単位数の70/100算定

（「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系）

算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。



### 3. 就労継続支援B型

9

#### ①平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し（P52～54）

《目標工賃達成指導員配置加算の見直し》

（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）

[現行]

○目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

利用定員報酬単価

20人以下	89単位
21人以上40人以下	80単位
41人以上60人以下	75単位
61人以上80人以下	74単位
81人以上	72単位

### 3. 就労継続支援B型

10

#### ①平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し（P52～54）

《目標工賃達成指導員配置加算の見直し》

（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）

[見直し後]

##### ○目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

利用定員報酬単価

20人以下	45単位
21人以上40人以下	40単位
41人以上60人以下	38単位
61人以上80人以下	37単位
81人以上	36単位

### 3. 就労継続支援 B 型

11

#### ①平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し（P 5 2～5 4）

《**目標工賃達成加算【新設】**》 10単位/日

（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援 B 型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。

### 3. 就労継続支援B型

#### ②平均工賃月額の見直し（P 54～55）

事業所の中には、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、通知を改正し、基本報酬を算定する際の平均工賃月額の算定方法について、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

#### 《基本報酬の算定に用いる平均工賃月額の算定方法の見直し》

##### [現行]

①前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出

イ 前年度に支払った工賃総額を算出

ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ウ)により1人当たり平均工賃月額を算出

※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

### 3. 就労継続支援 B 型

#### ②平均工賃月額の見直し（P 54～55）

《基本報酬の算定に用いる平均工賃月額の見直し》

[現行]

②平均工賃月額の算出は、原則、①の方法によるが、平均工賃月額の算出から以下の場合、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月に当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出する。

- ・月の途中において、利用開始又は終了した利用者
- ・月の途中において、入院又は退院した利用者
- ・月の途中において、全治 1 か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続 1 週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者(利用できなくなった月から利用可能となった月まで除外)

③また、以下の場合、事業所の努力によっても利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出する。

- ・複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者
- ・人工透析など、通年かつ毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある利用者

### 3. 就労継続支援B型

#### ②平均工賃月額の見直し（P 54～55）

《基本報酬の算定に用いる平均工賃月額の見直し》

[見直し後]

前年度の平均工賃月額の見直し方法は以下のとおり。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額（ア） ÷ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数（イ） ÷ 12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

※現行の②・③の算定方法は廃止する。

## 4. 就労定着支援（P 55～57）

15

### ①就労定着率のみを用いた報酬設定

基本報酬について、利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

→「**就労定着支援の基本報酬について**」（P 157～）参照

### ②定着支援連携促進加算の見直し

地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

## 4. 就労定着支援（P 55～57）

### ②定着支援連携促進加算の見直し

#### 《定着支援連携促進加算の見直し》

##### [現行]

#### ○定着支援連携促進加算 579単位／回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

##### [見直し後]

#### ○**地域連携会議実施加算（I）** 579単位／回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。



## 4. 就労定着支援（P 55～57）

### ②定着支援連携促進加算の見直し

#### 《定着支援連携促進加算の見直し》

[見直し後]

#### ○地域連携会議実施加算（Ⅱ） 405単位／回

関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

## 4. 就労定着支援（P 55～57）

### ③支援終了の際の事業所の対応

就労定着支援終了にあたり、職場でのサポート体制や生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について減算を設ける。

#### 《支援体制構築未実施減算【新設】》

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任
- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

## 4. 就労定着支援（P 55～57）

### ④実施主体の追加

障害者就業・生活支援センター事業を行う者を就労定着支援事業の実施主体に追加する。

### ⑤就労移行支援事業所等との一体的な実施

就労移行支援事業所等との一体的な運営を促進する観点から、通知を改正し、本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

#### 《就労移行支援事業所等との一体的な実施》

##### [現行]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することはできない。

##### [見直し後]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員が業務に従事した時間を、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる。

## 5. 就労系福祉サービスにおける横断的な決定事項 (P 57～59)

### ① 就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価

(就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型)

一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援 A 型の基本報酬を算定する際のスコア評価項目における平均労働時間の計算や、就労継続支援 B 型の基本報酬を算定する際の平均工賃月額  
の計算から、当該障害者の労働時間と工賃を除くこととする。

### ② 休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応

(就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・生活介護・自立訓練)

一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該休職者を雇用する企業や医療機関等による復職支援の実施が見込めない  
場合等の現行の利用条件や、一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件について、改めて事務連絡で周知するとともに、支給申請の際に、当該障害者の雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。

## 5. 就労系福祉サービスにおける横断的な決定事項（P 57～59）

- ③就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し  
(就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型)

地方公共団体の事務負担軽減のため、通知を改正し、報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。ただし、事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付けるとともに、地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することとする。

## 5. 就労系福祉サービスにおける横断的な決定事項（P 57～59）

### ④基礎的研修開始に伴う対応（就労移行支援及び就労定着支援）

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とすることを通知で明記する。ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

#### 《就労支援員及び就労定着支援員の人員に関する見直し》

##### ○就労支援員の人員基準

##### [現行]

就労支援員について、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

## 5. 就労系福祉サービスにおける横断的な決定事項（P 57～59）

### ④基礎的研修開始に伴う対応（就労移行支援及び就労定着支援）

《就労支援員及び就労定着支援員の人員に関する見直し》

#### ○就労支援員の人員基準

[見直し後]

就労支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。また、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

※令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱うとともに、基礎研修を受講した場合に就労支援関係研修修了加算を算定できることとする。

## 5. 就労系福祉サービスにおける横断的な決定事項（P 57～59）

### ④基礎的研修開始に伴う対応（就労移行支援及び就労定着支援）

《就労支援員及び就労定着支援員の人員に関する見直し》

#### ○就労定着支援員の人員基準

[現行]

就労定着支援員について、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

[見直し後]

就労定着支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。また、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

※令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。



## 5. 就労系福祉サービスにおける横断的な決定事項（P 57～59）

### ⑤施設外支援に関する事務処理の簡素化

25

#### （就労移行支援及び就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型）

施設外支援について、通知を改正し、1ヶ月ごとに個別支援計画について見直しが行われている場合に、報酬を算定することとする。

#### 《施設外支援の要件の見直し》

##### [現行]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

##### [見直し後]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1ヶ月ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

## 6. 就労選択支援（P 59～62）

### ①サービスの対象者

26

令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用前に、原則として就労選択支援を利用することとする。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用することとする。

## 6. 就労選択支援（P 59～62）

### ②実施主体の要件

27

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- ・ 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

## 6. 就労選択支援（P 59～62）

### ③従事者の人員配置・要件

28

- ・就労選択支援事業所には、事業所ごとに、管理者及び常勤換算方法で利用者数を15で除した数以上の専従の就労選択支援員を置くものとする。ただし、就労移行支援又は就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合（利用者数の合計が就労移行支援等の利用定員を超えない場合に限る。）は就労移行支援等の職員及び管理者を兼務できることとする。
- ・就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- ・また、就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
- ・なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
- ・個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

## 6. 就労選択支援（P 59～62）

### ④就労選択支援の基本プロセス

29

- ・事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。
- ・事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所等の関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求めるものとする。
- ・事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。
- ・事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

## 6. 就労選択支援（P 59～62）

### ⑤支給決定期間

- ・支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
- ・また、就労選択支援の内容のうち、アセスメントの期間は、2週間以内を基本とする。

### ⑥特別支援学校における取扱い

より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

## 6. 就労選択支援（P59～62）

### ⑦他機関が実施した同様のアセスメントの取り扱い

31

障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとする。この場合、多機関連携会議の開催、アセスメントの結果の作成又は関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センター等の機関に対し、多機関連携会議への参加等の協力を求めることができることとする。

## 6. 就労選択支援（P 59～62）

### ⑧中立性の確保

32

#### 《特定事業所集中減算【新設】》 200単位/月

- ・ 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には減算を設けることとする。  
ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1カ所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。
- ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
- ・ 事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないこととする。
- ・ 本人へ提供する情報に誤りや偏りが無いよう多機関連携会議を開催することとする。



## 6. 就労選択支援（P59～62）

### ⑨計画相談支援事業所との連携・役割分担

33

指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を、利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。指定就労移行支援事業者等は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

相談支援専門員は、利用者が就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援事業者又は就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供等を行うものとする。また、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行わなければならないこととする。

## 6. 就労選択支援（P59～62）

### ⑩基本報酬・加算の設定

34

#### ア 基本報酬の設定

就労選択支援の基本報酬は、サービス提供日に応じた日額報酬とする。

《就労選択支援サービス費の設定【新設】》

**就労選択支援サービス費（1日につき）** 1,210単位

#### イ その他の加算と減算の設定

##### ①加算

**視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算、福祉専門職員配置等加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、在宅時生活支援サービス加算、福祉・介護職員等処遇改善加算**

##### ②減算

**虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算**

# 資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

35

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第45回 (R6.2.6)

資料2

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）

（令和6年2月6日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム）

### 【目次】

#### 第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

#### 第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

##### 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・ 8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・ 8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・ 8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・ 10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・ 11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・ 12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・ 12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・ 12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・ 13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・ 13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・ 13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・ 14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・ 14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・ 15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・ 16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・ 17

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項（P8～19）

36

### ①経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【全サービス】

- ・各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

### →「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」

- ・就労移行 P143～
- ・就労継続A型 P147～
- ・就労継続B型 P151～
- ・就労定着 P157～
- ・就労選択 P159（スライド34 アと同じ）

**参照**

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項（P8～19）

37

### ②福祉・介護職員等の処遇改善（就労移行、就労継続A型、就労継続B型、就労定着、就労選択）

- ・福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善算」に一本化するとともに、今後新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。
- ・新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。
- ・月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- ・福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→P186<福祉・介護職員等処遇改善加算について>を参照

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項（P8～19）

38

### ③地域生活拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

○平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

《**緊急時受入加算【新設】**》 100単位/日

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項（P8～19）

39

### ③地域生活拠点等の機能の充実

○地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。

（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

#### 《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項（P 8～19）

40

### ④強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

#### ○ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

（就労移行、就労継続A型、就労継続B型）

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。



## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

41

### ○集中的支援加算【新設】

[集中的支援加算算定要件]

#### イ 集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位/回

- ・強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

#### □ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位/日

- ・指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ □の集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、イの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

42

### ⑤視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充

(就労選択、就労移行、就労継続A型、就労継続B型)

- ・視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

#### 【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し】

[現行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

43

### ⑤視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充

(就労選択、就労移行、就労継続A型、就労継続B型)

#### 【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し】

[見直し後]

#### イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

#### ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

44

### ⑥意思決定支援の推進

(就労選択、就労支援、就労継続 A 型、就労継続 B 型、就労定着)

- ・相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ・相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

### ⑦本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

(就労選択、就労支援、就労継続 A 型、就労継続 B 型、就労定着)

- ・各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

45

### ⑧障害者虐待防止の推進（全サービス）

- ・ 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ・ 指定基準の解釈通知において、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

#### ○虐待防止措置未実施減算【新設】

[ 虐待防止措置未実施減算要件 ]

- ・ 次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。
  - ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
  - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
  - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

46

### ⑨身体拘束等の適正化の推進

(就労選択、就労支援、就労継続A型、就労継続B型、就労定着)

- ・身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

#### 【身体拘束廃止未実施減算の見直し】

[現 行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

### ⑩個別支援計画の共有

(就労選択、就労支援、就労継続A型、就労継続B型、就労定着)

- ・指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

47

### ⑪ 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

- ・ 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。 (就労選択、就労支援、就労継続 A 型、就労継続 B 型)

### ○ 高次脳機能障害者支援体制加算 【新設】 41 単位/日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の 100 分の 30 以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に 50 : 1 以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

48

### ⑫人員基準における両立支援への配慮等

(就労選択、就労支援、就労継続 A 型、就労継続 B 型、就労定着)

- ・ 障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、見直しを行う。
- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。



## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

49

### ⑬障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等（全サービス）

- ・管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を 適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内 等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できることとする。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

50

### ⑭障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等（全サービス）

- ・管理者について、下記のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
  - ①利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
  - ②事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと。
- ・障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

51

### ⑮業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化（全サービス）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

#### 【業務継続計画未策定減算【新設】】

以下の基準に適合していない場合、（就労系5サービスについては）所定単位数の1%を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

52

### ⑫情報公表未報告の事業所への対応（全サービス）

- ・利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する減算を新設する。
- ・また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

#### 【情報公表未報告減算【新設】】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、（就労系5サービスについては）所定単位数の5%を減算する。

#### 【都道府県等による確認【新設】】

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

53

### ⑮ 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

(就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)

令和 6 年 3 月 31 日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和 9 年 3 月 31 日まで経過措置を延長する。

《**食事提供体制加算**の見直し》 通所系：30 単位 / 日

[現行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

54

### ⑮食事提供体制加算の経過措置の取扱い

(就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)

《**食事提供体制加算の見直し**》 通所系：30単位 / 日

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ②利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

55

### ⑯施設入所者の送迎加算の取扱い

(就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

#### 《送迎加算の対象拡充》

[現行]

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

## 5. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

56

### ⑯施設入所者の送迎加算の取扱い

(就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)

#### 《送迎加算の対象拡充》

[見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。